

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第7区分

【発行日】平成29年3月23日(2017.3.23)

【公開番号】特開2015-174726(P2015-174726A)

【公開日】平成27年10月5日(2015.10.5)

【年通号数】公開・登録公報2015-062

【出願番号】特願2014-51288(P2014-51288)

【国際特許分類】

B 6 5 H 9/14 (2006.01)

B 6 5 H 5/38 (2006.01)

【F I】

B 6 5 H 9/14

B 6 5 H 5/38

【手続補正書】

【提出日】平成29年2月14日(2017.2.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

シート状の記録媒体に画像を記録する記録部と、

前記記録媒体が前記記録部に搬送される媒体搬送路と、

前記媒体搬送路に配設され、前記記録媒体を整列して前記記録部側に搬送する整列ローラー対と、

前記媒体搬送路における前記整列ローラー対よりも前記記録媒体の搬送方向上流側に設けられ、前記記録媒体の撓みを許容する撓み空間と、

前記媒体搬送路に配設され、前記記録媒体を前記撓み空間へ搬送する搬送ローラー対と、を備え、

前記媒体搬送路の前記撓み空間は、

搬送される前記記録媒体の両側のシート面のうちの少なくとも一方のシート面側に形成された第1空間と、当該第1空間よりも前記記録媒体の搬送方向下流側に位置し、前記記録媒体の両側のシート面のうちの少なくとも前記一方のシート面側とは反対の他方のシート面側に形成された第2空間と、

を有する記録装置。

【請求項2】

前記搬送ローラー対の共通の接平面は、当該搬送ローラー対が前記記録媒体を挟むニップ位置と、前記整列ローラー対が前記記録媒体を挟むニップ位置と、を結んだ仮想平面に対して、前記第1空間側に向けて傾いた面である請求項1に記載の記録装置。

【請求項3】

前記第1空間には、前記記録媒体の先端を前記第1空間と前記第2空間とを連結する連結空間の方向に案内する壁面が形成され、前記第2空間には、前記媒体の先端を前記整列ローラー対の方向に案内する傾斜面が形成されることを特徴とする請求項1または2に記載の記録装置。

【請求項4】

前記媒体搬送路の前記撓み空間には、前記整列ローラー対の共通の接平面に沿う案内面が形成されている請求項1から3の何れか一項に記載の記録装置。

【請求項 5】

前記媒体搬送路を第1媒体搬送路とし、前記撓み空間を第1撓み空間としたとき、前記整列ローラー対よりも前記記録媒体の搬送方向上流側において前記第1媒体搬送路と合流する第2媒体搬送路を備え、

前記第2媒体搬送路には、前記第1撓み空間と少なくとも一部が共有する空間であって、前記第2媒体搬送路を搬送される前記記録媒体の撓みを許容する第2撓み空間が設けられている請求項1から4の何れか一項に記載の記録装置。

【請求項 6】

片側のシート面に記録が行われた前記記録媒体が搬送されるとともに、前記第1媒体搬送路と合流する第3媒体搬送路を備え、

前記第3媒体搬送路は、前記第1媒体搬送路に対して前記第2媒体搬送路が合流する側とは反対側から合流するとともに、前記第1媒体搬送路側に、前記第3媒体搬送路を搬送される前記記録媒体の撓みを許容する第3撓み空間が設けられている請求項5に記載の記録装置。

【請求項 7】

前記第2媒体搬送路および前記第3媒体搬送路には、前記第2撓み空間および前記第3撓み空間へ前記記録媒体を搬送する搬送ローラー対がそれぞれ配設され、

前記第3媒体搬送路に配設された前記搬送ローラー対から前記整列ローラー対までの前記記録媒体の搬送長さは、前記第1媒体搬送路および前記第2媒体搬送路に配設された前記搬送ローラー対から前記整列ローラー対までの前記記録媒体の搬送長さよりも短い請求項6に記載の記録装置。